

事故の型別にみた車両系荷役運搬機械等による死亡災害事例

(平成22年発生分)

■フォークリフト

01. 墜落・転落

番号	県名	業種	発生日	年齢区分	災害の発生概要
1	栃木	陸上貨物運送事業	2月	50～59歳	配送先の牧草地内において、トレーラー上のコンテナから梱包された干し草を降ろすため、コンテナの前に金属製の作業台を設置し、そこに金属製の道板(約5m)を2本取り付けて、フォークリフトを運転して、当該道板を登っていたところ、フォークリフトが転落し、被災者がその下敷きとなった。
2	神奈川	製造業	1月	50～59歳	新設工場の冷凍庫にて高さ6メートルの天井に取り付けられた冷却用配管の霜を除去するために、リーチフォークのフォークの上にプラスチック槽を載せ、その中に労働者を入れて持ち上げ、霜をスコップにて払う作業中、プラスチック槽がバランスを崩し、約4メートルの高さから床面に墜落した。
3	千葉	陸上貨物運送事業	8月	30～39歳	被災者は、フォークリフトを使用してコンテナ車から荷降ろし作業中にドックレベラー(プラットホームからコンテナ車への渡り板)上で幅寄せ(バックしながら右側に寄せていた)を行っていた時、右後輪がドックレベラーから脱輪したため、フォークリフトの体勢を立て直す操作を行っていたところ、プラットホーム端部から90cm下のアスファルト路面上へフォークリフトとともに転落し、フォークリフトの下敷きになった。
4	静岡	製造業	9月	60歳以上	被災者はフォークリフトのフォークの上に乗せたプレカット材の上に乗し、高さ約4mの高さに保管してあった埋木用の枝の束を降ろそうとしたところ、バランスを崩し、約3mの高さから墜落した。被災者は安全帽を着用していなかった。
5	群馬	製造業	10月	40～49歳	農業用機械(コンバイン)の回収のため、フォークリフトで公道を走行中、何らかの原因でハンドル操作を誤り、路肩から田んぼにフォークリフトと一緒に転落し、フォークリフトのヘッドガードに挟まれた。
6	愛知	商業	7月	60歳以上	倉庫建屋にある雨とい(高さ6.55メートル)を見るために、労働者が運転するフォークリフト(最大荷重1トン)のフォークに載せたパレットに2人乗り、地上3メートルまで上がったところ、パレットと一緒に墜落した。
7	宮崎	製造業	10月	60歳以上	製材工場内で、この屑集塵用のダクト(高さ4.6m)が詰まったため、これを改善しようと、フォークリフトのフォークに鉄製の箱(重量200kg)を乗せ、その箱内に被災者を搭乗させ、高さ3.14mまでフォークを挙げて清掃を行っていたところ、フォークリフトのフォークから箱が脱落し、被災者がコンクリート床及びチェーンコンベア上に墜落した。

■フォークリフト

02. 転倒

番号	県名	業種	発生日	年齢区分	災害の発生概要
1	佐賀	その他	5月	20～29歳	事業場構内のコンクリート舗装された下り坂(勾配約15度)の通路において、被災者の運転するフォークリフトが、前進走行で坂を下っていたところ、フォークリフトが横転し、下敷きとなった。
2	福岡	その他	8月	50～59歳	事業場敷地内において、被災者がフォークリフトを空荷の状態でもって坂道を後進で下りていたところ、右後輪が坂道右側の土手に乗り上げフォークリフトごと横転した。その際に、被災者はフォークリフトのヘッドガードのフレームにはさまれた。
3	静岡	製造業	8月	50～59歳	被災者は、夏季休暇前の清掃作業で出た工場内の排水溝内に堆積・固化したコンクリートのノロを入れたトンパック1袋をフォークリフトの右側フォークに片掛けで吊り下げて走行中、構内の集積場に向かう途中の坂道を右カーブする際に、右側に横転し、ヘッドガードと地面に挟まれた。
4	長野	その他	10月	30～39歳	フォークリフトを用いて初をライスセンターから別棟の保管場所へ運搬し、保管場所からライスセンターへ戻る際、フォークリフトの右前輪タイヤが、運行経路途上にあつた粉殻排出塔の基礎土台にのり上げ、バランスを崩し、当該フォークリフトが横転した。当該フォークリフトを運転していた被災者が運転席から投げ出され、フォークリフトの下敷きとなった。
5	兵庫	陸上貨物運送事業	12月	30～39歳	被災者は製品置場において、トラックの荷台の紙製品(重量約1トン)を横持ち作業するため、フォークリフトを運転し、トラックの荷台の紙製品をクランプ(アタッチメント)で挟み、一旦左後方にバックした後、紙製品を挟んだ状態でリフト(上昇)させながら右旋回動作で前進していたところ、フォークリフトの安定度が失われて転倒し、ヘッドガードの支柱の下敷きとなった。

■ フォークリフト

03. 飛来・落下

番号	県名	業種	発生日	年齢区分	災害の発生概要
1	大阪	製造業	1月	20歳未満	コイル形状の鋼線材を焼鈍する行程において、外側に膨らんだコイル材を炉内に納まる寸法に整形するため、当該コイル材を圧縮機で加圧し、さらに上方からフォークリフトのラム（円柱状のアタッチメント）に目通しした別のコイル材（重量約1.8t）を上下させて外側に膨らんだ線材を絞っていたところ、コイル材がフォークのラムから外れ、付近で研修を受けていた被災者の上に落下し、下敷きとなった。
2	静岡	建設業	12月	60歳以上	被災者はフォークリフト（最大荷重2.95t）を運転し、ユニックの荷台にあった足場用単管パイプ4束のうち3束（総重量1,196kg）をフォークに乗せたが、うち1束（長さ3.5m×50本、重量364kg）がフォークの先端からはみ出していたため、フォークに単管の束を載せたままフォークリフトを降り、単管の束の下に敷く枕木の1本をフォークの下に差し入れたところ、はみ出していた1束が被災者に落下した。

■ フォークリフト

04. 崩壊・倒壊

番号	県名	業種	発生日	年齢区分	災害の発生概要
1	東京	製造業	1月	30～39歳	工場内において、労働者が最大荷重1.25トンのフォークリフトを使用し、パレットに積まれた印刷物を4段（高さ3メートル）に積み上げ、荷置き作業を終えた。高く荷置きされた印刷物付近を被災者が空パレットを運搬するために通行していたところ、当該印刷物の上方2段が被災者上に崩れ落ち、被災した。

■ フォークリフト

05. 激突され

番号	県名	業種	発生日	年齢区分	災害の発生概要
1	北海道	陸上貨物運送事業	2月	60歳以上	被災者を含め5名で、肥料の入ったフレコンバック（乱袋 重量約1t）の詰め替え作業において、1台のフォークリフトでホッパー（鉄製、重量約330kg）を上げ、もう1台のフォークリフトでフレコンを吊り上げながら、ホッパー上からカッターで切ったところ、塊となった肥料が落下し、その反動でホッパー側のフォークリフトが前方に傾き、滑り落ちたホッパーの下敷きとなった。
2	兵庫	製造業	8月	60歳以上	コンテナ修理作業場所移転準備として、新規作業場所を表示するための白線を引く作業〔被災者を含め2名がロープの端をそれぞれ持ち直線を出し、これを目安に労働者1名がチョークにより地面（アスファルト）に線引きする〕を行っていたところ、隣接する位置にあった空コンテナを移動させようとした他事業場労働者が運転するスプレッド付きフォークリフト（最大荷重7t）にはねられたもの。
3	沖縄	その他	11月	50～59歳	鉄骨製のビニールハウスを補修作業中、屋根部分の小梁をビス止めするためフォークリフトのパレットを足場代わりに作業をしていた。被災者が同僚にパレットを少し上げるよう指示したため同僚がフォークリフトのエンジンをかけたところギアが入っていたため、フォークリフトが前進しビニールハウスの鉄骨骨組みとの間に挟まれた。被災者を含め3人で作業を行っていたが、フォークリフト運転の資格者はいなかった。
4	大阪	陸上貨物運送事業	11月	60歳以上	被災者は倉庫においてロールクランプを運転する労働者2名の積み込み作業の作業指揮をおこなっていたところ、バック走行してきたロールクランプに接触したことから、転倒し、コンクリート床面で強打した。
5	神奈川	造船業	12月	60歳以上	フォークリフトを使用して、造作中の船体に資材を運び入れる作業を行っていた。300t橋形クレーンが接近していたことに気づき、フォークリフトを移動させようとしたが間に合わず、クレーンの接触によりフォークリフトの運転手（被災者）は地面に投げだされ、その直後、フォークリフトが横転、被災者がその下敷きになった（作業箇所はクレーンの走行レール沿いに設けられた立ち入り禁止区域）。

■ フォークリフト

06. はさまれ・巻き込まれ

番号	県名	業種	発生日	年齢区分	災害の発生概要
1	埼玉	陸上貨物運送事業	2月	50～59歳	被災者は、フォークリフトを充電するための所定の位置（約8度のコンクリート斜面のスロープ）で、倒れているのを発見された。被災者の傍にあったフォークリフト（カウンターバランスフォークリフト 電気式 最大荷重1.5トン）は、スロープ下の壁へ激突し停止した状態であった。被災者を発見した時、フォークリフトの電源スイッチは入っておらず、サイドブレーキがかかっていなかった。
2	三重	その他	4月	60歳以上	被災者は、作業場の警備員詰所において、入退場者の管理を行っていたが、何らかの原因により警備員詰所を離れたところ、約85m離れたコンクリート製品のストックヤード付近において、労働者が運転するフォークリフトにひかれたもの。

■フォークリフト

06. はさまれ・巻き込まれ

番号	県名	業種	発生日	年齢区分	災害の発生概要
3	大阪	陸上貨物運送事業	7月	50～59歳	工場の労働者が出勤したところ、運送会社所属の被災者が、フォークリフトの前面パネルに立ち上がり、マストと運転席の屋根の間に挟まれているのを発見された。
4	茨城	その他	9月	30～39歳	事業場構内にてフォークリフト（最大荷重3.5t）の運転作業に従事していた労働者が、フォークリフトのマストに取り付けたアタッチメント下部と地面との間に挟まれているところを発見された。当該フォークリフトはマスト昇降用の油圧ホースが破断し作動油が漏れていた。
5	茨城	建設業	10月	30～39歳	事業場の資材置き場にて、労働者がフォークリフトを使って廃棄物の運搬作業中、フォークリフトを後退させたところ、すぐ後ろで作業をしていた被災者がひかれた。当初は、被災者がフォークリフトを運転していたが、前輪がぬかるみにはまったため、運転を交代していた。
6	大阪	製造業	10月	40～49歳	被災者は、リーチフォークリフトの後輪にうつ伏せの状態の下敷きとなっているところを発見された。被災者は、最大積載荷重1.8トンのリーチフォークリフトを用いて亜鉛鉄板を梱包した荷（1,219×2,438×110、重さ2トン）を運搬していたが、災害発生時にリフトが前のめりになり、フォークの先端が刺さった跡が地面に残されていた。
7	大阪	陸上貨物運送事業	9月	60歳以上	被災者は、フォークリフト（最大荷重1.5t）を用いて事業場営業所の屋根（高さ2.71m）に雨漏り止めるためビニルシートを敷設する作業をしていた。フォークリフトの運転席からフォークのパレット上に乗り移ろうとした際、誤って足を踏み外し、ティルトレバーを足で踏んでしまったところ、原動機を停止させていなかったためにマストが後斜し、ヘッドガードとマストの間に挟まれた。
8	岡山	陸上貨物運送事業	11月	60歳以上	トラック運転手である被災者は、運送先事業場構内において、荷役で使うフォークリフトに乗車（使用）する前に、エンジンをかけ、マストと車体フレームの間に乗り、ヘッドガード上に雨天で溜まった水を雑巾で拭き取る作業を行っていたところ、マストの操作レバーに何らかの原因で被災者の体の一部が接触し、本体側に動き出したマストと車体フレームの間に挟まれた。
9	大阪	製造業	12月	30～39歳	1,000トンプレス（鍛造プレス）の上部を清掃するためフォークリフトのアタッチメント（鍛造品をはさむクランプ）の上に乗ってアタッチメントを上昇中、フォークリフトの運転手がアクセルを踏み込んだ際、フォークリフトが前進し、テルハのレール（Iビーム）とフォークリフトのバックレストとの間にはさまれた。

■不整地運搬車

01. はさまれ・巻き込まれ

番号	県名	業種	発生日	年齢区分	災害の発生概要
1	高知	商業	6月	30～39歳	事業場敷地内に停めていた不整地運搬車（ハンドガイド式）を移動させるため、操作盤のある車体の後ろ側に被災者が立ち、当該車両を後進させたところ、後方に駐車していたダンプトラック（最大積載量4トン）の荷台との間に挟まれた。

■不整地運搬車

02. 激突

番号	県名	業種	発生日	年齢区分	災害の発生概要
1	京都	その他	12月	60歳以上	被災者は不整地運搬車を使用し、一人で梨園に堆肥を撒く作業を行っていたところ、運転席で梨の木の枝（背中側）と操縦装置（胸側）の間に挟まれた状態で発見された。なお不整地運搬車はエンストしており、ギアは後進に入っていた。

■ショベルローダー

01. はさまれ・巻き込まれ

番号	県名	業種	発生日	年齢区分	災害の発生概要
1	滋賀	その他	10月	60歳以上	被災者が古紙の積み下ろし作業を行っていたところ、当該古紙を処理するためバックしてきた労働者運転のショベルローダー（最大積載荷重1.0トン）にひかれた。

■ストラドルキャリアー

01. 激突され

番号	県名	業種	発生日	年齢区分	災害の発生概要
1	大阪	港湾役業	5月	40～49歳	労働者が運転するストラドルキャリアーが、被災者が運転するストラドルキャリアーに激突した。被災者が運転していたストラドルキャリアーは、停止していたところに激突されたが、激突した反動で、被災者が運転していたストラドルキャリアーが横転し、運転席が地面と激突したことにより、被災者が全身を強打した。